

～学校教育の充実を図る～

県教育センター事業の概要

はじめに

福島県教育センターについて、昭和六十三年度の事業概要を紹介します。

本教育センターの行う事業は、福島県教育センター条例によつて次のよう

に定められています。

- 教育関係職員の研修に関すること。
- 教育に関する専門的、技術的事項の調査研究に関すること。
- 情報処理教育に関すること。
- 教育相談に関すること。
- 教育に関する図書及び資料の作成、収集及び活用に関すること。

本教育センターでは、これらの各事

業を企画し実施していますが、いずれもその成果を県内の小学校、中学校、高等学校及び盲・聾・養護の各学校に

おける教育実践に生かし、本県教育の振興と充実に寄与することをねらいと

一、研修事業について

研修事業は、県内の教員を対象にして、教育における専門職としての資質の向上を目指して行われています。

本教育センターが行う研修講座は、第三次福島県長期総合教育計画の施策の基本方向に基づく「教職員現職教育計画」の一環をなしています。

この計画は、県教育庁関係機関が実施する研修について、その効果的な推進と体系化を図るために策定されたもので、その中で本教育センターは、学

校経営、教科指導、道徳、特別活動、生徒指導、教育相談等に関する研修を担当しています。

これらの研修はすべて、教職員研修における専門研修として位置づけられ、基本研修の基盤の上に、職責遂行上必要な専門的知識・技能等を重点的に習得し、基本研修の成果を深化・発展させることを目的としています。

研修講座はすべて、一次・二次・共通の研修に区分され、一次は原則として教職経験年数十年未満の者を対象に基礎的内容を中心研修し、二次は教職経験年数十年以上の者を対象に発展的内容を中心に研修し、共通は教職経験年数に制限をもたず、幅のある内容の研修ができるよう配慮されています。

また、講座の形態は、研修内容に応じて、講義・研究協議・演習・実習・制作・実験など、研修者の教育実践に役立つものとなるよう配慮し運営されています。

各講座とも、その研修の成果に基づいて、教職員の自己研修が発展的に一層活発化し、また各学校の校内研修が更に充実・発展することを期待して進められます。

講師や助言者も、県の内外に幅広く求めて、講座の内容にふさわしい多彩な指導陣によりその充実を図っています。

この講師は、県教育庁関係機関が実施する研修について、その効果的な推進と体系化を図るために策定されたもので、その中で本教育センターは、学

校種別、講座数、開設回数

小中高共通 八講座 一八回
小学校 一四講座 三二回
中学校 一四講座 二六回
高等学校 二三講座 二四回
合計 五八講座 九九回

○学校種別研修人員
・学校種別 定員 延人数
小学校 七〇三人 八二四人
中学校 五〇四人 六八二人
高等学校 四二九人 五一六人
盲・聾・養護一七人 二七人
合計 一六五三人 二〇四九人

○研修講座開設期間と開設日数
講座開始日 昭和六十三年六月六日
講座終了日 昭和六十四年二月八日
講座開催日数 八九日

○学校種別研修人員
・学校種別 定員 延人数
小学校 七〇三人 八二四人
中学校 五〇四人 六八二人
高等学校 四二九人 五一六人
盲・聾・養護一七人 二七人
合計 一六五三人 二〇四九人

○研修講座開設期間と開設日数
講座開始日 昭和六十三年六月六日
講座終了日 昭和六十四年二月八日
講座開催日数 八九日

(二) 研修内容

本年度の研修事業の主な特色は次のとおりです。

まず、研修講座の拡充についてみますと、問題行動等の低年齢化の傾向や人間形成の初期の指導の重要性にかんがみ、小学校段階での生徒指導の一層の充実・強化を図る趣旨から、「小学生生徒指導講座」の定員を増加しました。また、各地区内の自然について十分に研修を積むことができるよう、と昨年度新設した「小学校地区別理科現地講座」についても定員を増加し、先生方からの要望にこたえるようにしました。「中学校社会講座」についてもその研修区分を従来の共通から一次と

(一) 研修計画

○学校種別研修講座数と講座開設回数